

令和8年度事業計画

1 事業活動方針

一般社団法人群馬県計量協会は、一般社団法人としての機能強化と財務基盤の強化を計るため、令和8年4月1日に一般社団法人群馬県計量検査センターと合併いたしました。

合併後の当協会は、引き続き計量行政の一翼を担う計量団体として、県民生活や社会経済における取引の信頼性を確保し、県民生活の安全・安心を維持していくため、群馬県と特定市である前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市から指定を受けた県内唯一の指定定期検査機関として、はかりの定期検査を適確に実施して、地方公共団体の負託に応えてまいります。加えて、令和8年度からは新たに長野市から指定定期検査機関の指定を受け、長野市内における定期検査を実施する予定です。

さらに、『ものづくり群馬』の基盤技術を支える上で、中小零細企業向け計量計測に関わる基礎研修会を重点的事業と位置付けて実施するとともに、環境分科会を中心として、前橋市SDGsパートナーとしてSDGsの推進へ向けた活動を推進するほか、計量に関わる知識や情報を広く県民に提供・啓発してまいります。

2 事業内容

(1) 計量思想の普及啓発事業

- ①計量記念日のPR事業への協力（計量記念日ポスターの配布）
- ②夏休み親子はかり工作教室への協力（PR資材の配布）
- ③消費生活展等への協力（展示用計量器の貸与及びPR用資料・資材の配布）
- ④ぐんま環境フェスティバルへの参画
- ⑤パンフレット「定期検査のご案内」の作成及び配布

(2) 計量技術の調査、研究及び情報の提供事業

- ①中小企業向け測定基礎研修会（年2回）
- ②計量法に関する研修会等の開催
- ③新任技術者研修会等の開催
- ④環境分科会を通じてSDGsの推進など環境保全に係る活動
- ⑤計量士活動事業の推進
- ⑥日本計量振興協会の「計測標準と計量管理」、「計量ジャーナル」の配布
- ⑦ホームページの維持・管理

(3) 計量関係法令等の適正な運用促進事業

- ①計量関連諸手続きの指導
- ②指定定期検査機関業務受託（県及び特定市のはかりの定期検査受託）
- ③代検査の実施
- ④郵政グループ計量管理業務受託
- ⑤全農等計量管理業務の実施
- ⑥適合検査（法定外検査）の実施

(4) その他協会の目的のために必要な事業

- ①総会・理事会等の開催
- ②関係団体との連携
- ③県収入証紙の売り捌き事業
- ④会報「計量群馬」の発行（年2回）